

指宿駅地下道有料広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市が管理する指宿市湊一丁目地内の指宿駅地下道（以下「駅地下道」という。）内に掲載する有料広告の取扱いについて、指宿市公有財産管理規則（平成18年規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、指宿市有料広告等掲載取扱要綱（平成20年告示第4号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の名称)

第2条 広告媒体の名称は、指宿駅地下道有料広告（以下「駅地下道広告」という。）とする。

(広告事業の実施)

第3条 駅地下道広告に係る事業は、市が指定する駅地下道の壁面に設置した指宿駅地下道有料広告用パネル（以下「広告用パネル」という。）内に掲載するポスター形式の広告を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定する行政財産の使用の許可及びこの要領に定めるところにより実施するものとする。

(掲載可能な広告の範囲)

第4条 駅地下道広告に広告を掲載できる者、広告の内容及び範囲は、要綱第3条及び指宿市有料広告等掲載基準の規定によるものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び広告用パネルの数は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載することができる期間（以下「広告掲載期間」という。）は、1箇月を単位とする。

2 市長は、駅地下道広告への広告掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）が複数月の掲載を希望するときは、これを認めることができる。

(掲載希望者の募集)

第7条 市長は、掲載希望者を募集するときは、市ホームページ等により行うものとする。

2 市長は、広告用パネルに空きが生じたときは、随時掲載希望者を募集することができる。

(広告掲載の申込み)

第8条 掲載希望者は、要綱第8条に規定する有料広告掲載申込書（第1号様式）及び規則第27条第1項に規定する行政財産（土地・建物）使用許可申請書（第7号様式）により、市長が指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、第4条の規定に基づき駅地下道広告への広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等を、要綱第10条に規定する有料広告掲載決定通知書（第2号様

式)及び規則第31条に規定する行政財産の使用(原状変更)許可書(第9号様式)により掲載希望者に通知するものとする。

3 市長は、掲載希望者が別表に掲げる広告用パネルの枠数を超えたときは、要綱第3条に規定する広告掲載の順位により決定するものとする。この場合において、同順位の掲載希望者については、掲載希望月数の多いものを優先するものとする。

4 前項の規定によっても広告掲載の決定ができない場合は、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料等)

第10条 駅地下道広告の広告掲載料及び行政財産の使用料(以下「行政財産使用料」という。)は、別表のとおりとする。

2 駅地下道広告に広告を掲載する者(以下「広告主」という。)は、前項に規定する広告掲載料を市が発行する納入通知書で指定された期日までに納付するものとする。

(広告内容等の審査及び協議)

第11条 市長は、市の信用性及び信頼性等を損なうことがないように、広告の内容等について審査を行うものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、広告の内容等について広告主と協議するものとする。

(広告の作成、掲載等)

第12条 広告の作成並びに広告用パネルへの広告の掲載及び撤去は、広告主の責任及び負担で行うものとする。

2 前項の掲載及び撤去は、広告掲載期間内に、歩行者の通行及び駅地下道の管理に支障が生じないように、市との協議を経て日程等を決定し、市の立会いの下で行わなければならないものとする。

(広告内容等の変更)

第13条 広告主は、広告掲載期間内に広告の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ市との協議を経て、変更しようとする月の前月の10日までに、市長に届け出るものとする。

2 市長は、広告の内容等が各種法令に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき、又はこの要領等に抵触すると認めるときは、広告主に対して広告の内容等の変更等を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らの手続を経ることなく、駅地下道広告への広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料及び行政財産使用料の納付がないとき。

(2) 広告主が前条第2項の規定による広告の内容等の変更等を行わず、又は同項の変更を行ってもその内容等を是正することができないとき。

(3) 広告掲載に係る行政財産の目的外使用許可が取り消されたとき。

(4) その他駅地下道広告への広告掲載が適切でないと市長が認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第 15 条 広告主は、自己の都合により駅地下道広告への広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げたときは、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第 16 条 広告主の責めに帰することのできない理由により駅地下道広告への広告掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済の広告掲載料とする。この場合において、取消の日の属する月については、日割りにより計算するものとする。

3 第 1 項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第 17 条 広告主は、広告の内容等掲載した広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

4 駅地下道広告は、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）に規定する屋外広告物に該当することから、指宿市屋外広告物条例（平成 19 年条例第 17 号）に規定する許可を受けなければならない。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、駅地下道広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 8 月 8 日から施行する。

別表（第 5 条，第 9 条，第 10 条関係）

種類	規 格		枠数	料金（1 箇月当たり 1 枠につき）		
				内 訳		
広告用パネル	ポ ス タ ー 等	A0 版 縦 1,189mm× 横 841mm 以内	6 枠	2,000 円	広告掲載料	1,400 円
					行政財産使用料	600 円

